

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.9
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ボッシュ株式会社
取締役社長 ステファン・ストッカー
【住所又は本店所在地】 東京都渋谷区渋谷三丁目6番7号
【報告義務発生日】 平成19年1月3日
【提出日】 平成19年3月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3名
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 提出者の名称が変更されたため



第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ポッシュ株式会社
証券コード	6041
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ロバート ボッシュ インターナショナルレ ベタイリグンゲン アーゲー (Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG)
住所又は本店所在地	スイス連邦共和国 チューリッヒ市 ホール通り 190番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1966年12月16日
代表者氏名	ペーター・ミューラー、ロガー・ビュルギ
代表者役職	常務取締役
事業内容	ドイツのロバートボッシュゲーエムベーハーの子会社であり、持株会社として欧米、アジア、オーストラリアのボッシュグループ企業に出資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都渋谷区渋谷三丁目6番7号 ボッシュ株式会社 法務室株式グループ マネジャー 漆原辰浩
電話番号	03-5485-4155

(2)【保有目的】

政策投資…自動車市場における事業拡大を目指し、発行会社との資本提携を通じ、広範囲の協力関係の強化拡充が目的

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

2【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ロバート ボッシュ エル・エル・シー (Robert Bosch L. L. C.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、イリノイ州、ブロードビュー、サウス 2 5 番街 2800
旧氏名又は名称	ロバート ボッシュ コーポレーション (Robert Bosch Corporation)
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1977年1月3日
代表者氏名	ペーター・マルクス
代表者役職	取締役社長
事業内容	自動車機器、通信機器、産業機器、電動工具、包装機械、流体及び空気装置等の各種工業製品の製造、販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都渋谷区渋谷三丁目6番7号 ボッシュ株式会社 法務室株式グループ マネジャー 漆原辰浩
電話番号	03-5485-4155

(2) 【保有目的】

政策投資…自動車市場における事業拡大を目指し、発行会社との資本提携を通じ、広範囲の協力関係の強化拡充が目的

(3) 【重要提案行為等】

該当項目なし

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	13,427,700 (但し、1マルク68.86円として計算)
上記 (W) の内訳	優先株式を発行し、株式取得の対価とした。 13,427,700
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	13,427,700

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ロバート ボッシュ インベストメント ネーデルランド ビービー (Robert Bosch Investment Nederland B.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国、 1017BR アムステルダム市 ヘレンラット 425-429
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2001年12月28日
代表者氏名	ヨハネス・ヴァン・ハーベン、ゲルハルド・コベセン
代表者役職	常務取締役
事業内容	ドイツのロバートボッシュゲーエムペーハーの子会社であり、持株会社として欧米、アジア、オーストラリアのボッシュグループ企業に出資

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都渋谷区渋谷三丁目6番7号 ボッシュ株式会社 法務室株式グループ マネジャー 漆原辰浩
電話番号	03-5485-4155

(2) 【保有目的】

政策投資…自動車市場における事業拡大を目指し、発行会社との資本提携を通じ、広範囲の協力関係の強化拡充が目的

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

氏名又は名称	ロバート ボッシュ インターナショナルレ ベタイリグンゲン アーゲー (Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG) ロバート ボッシュ エル・エル・シー (Robert Bosch L. L. C.) ロバート ボッシュ インベストメント ネーデルランド ビービー (Robert Bosch Investment Nederland B. V.)
--------	---

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	263,729,560		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 263,729,560	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R		263,729,560
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月3日現在)	T	448,461,242
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		58.81
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		58.81

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ロバート ボッシュ インターナショナルレ ベタイリゲンゲン アーゲー (Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG)	44,988,248	10.03
ロバート ボッシュ エル・エル・シー (Robert Bosch L. L. C.)	44,021,000	9.82
ロバート ボッシュ インベストメント ネーデルラント ビービー (Robert Bosch Investment Nederland B. V.)	174,720,312	38.96
合計	263,429,560	58.81



BOSCH

Robert Bosch
Internationale Beteiligungen AG
Postfach
CH-4501 Solothurn
Besucher:
Luterbachstrasse 10
4528 Zuchwil
Telefon +41 (0)32 686-3010
Telefax +41 (0)32 686-7106

13.03.2007


Power of Attorney


We, Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG, Zürich/Switzerland, hereby appoint the below-specified person as duly authorized agent to act individually on behalf of us for taking any and all procedures and/or filing any and/all documentation relating to “disclosure of the status of substantial holding of shares and other securities” as provided for in Chapter II – 3 of the Law of Securities and Exchange of Japan.

Names of Agent:

Tatsuhiko Urushibara: Manager of Legal Office of Bosch Corporation having its address at 3-6-7, Shibuya, Shibuya-ku, Tokyo, 150-8360, Japan.

Robert Bosch Internationale Beteiligungen AG


(Max Siegmann)


(Roger Bürgi)

2007年3月13日

委任状

ロバート ボッシュ インターナショナル ベタイリグンゲン アーゲー、スイス・チューリヒは下記の者を代理人と定め、日本の証券取引法第二章の三の「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく報告書に関する全ての手続きを行う権限を委任する。

漆原 辰浩

〒150-8360 東京都渋谷区渋谷3-6-7

ボッシュ株式会社

法務室 マネジャー

ロバート ボッシュ インターナショナル ベタイリグンゲン アーゲー

マックス・シグマン

ロガー・ビュルギ

Power of Attorney

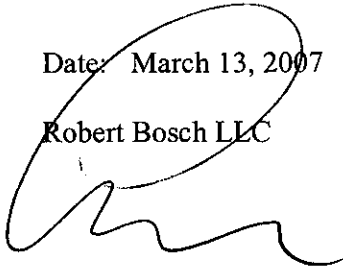
We, Robert Bosch LLC, organized under the laws of Delaware, USA, hereby appoint the below-specified person as duly authorized agent to act individually on behalf of us for taking any and all procedures and/or filing any and/all documentation relating to “disclosure of the status of substantial holding of shares and other securities” as provided for in Chapter II – 3 of the Law of Securities and Exchange of Japan.

Names of Agent:

Tatsuhiko Urushibara: Manager of Legal Office of Bosch Corporation having its address at 3-6-7, Shibuya, Shibuya-ku, Tokyo, 150-8360, Japan.

Date: March 13, 2007

Robert Bosch LLC



Luke Baer,
Senior Vice President
General Counsel & Secretary

委 任 状

デラウェア州の法律に基づいて組織されたロバート ボッシュ エル・エル・シー（米国）は下記の者を代理人と定め、日本の証券取引法第二章の三の「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく報告書に関する全ての手続きを行う権限を委任する。

漆原 辰浩

〒150-8360 東京都渋谷区渋谷 3-6-7

ボッシュ株式会社

法務室 マネジャー

日付：2007年3月13日

ロバート ボッシュ エル・エル・シー
上級副社長、総合弁護士、秘書官
ルーク・ベアー



Power of Attorney

We, Robert Bosch Investment Nederland B.V., the Netherlands, hereby appoint the below-specified person as duly authorized agent to act individually on behalf of us for taking any and all procedures and/or filing any and/all documentation relating to "disclosure of the status of substantial holding of shares and other securities" as provided for in Chapter II – 3 of the Law of Securities and Exchange of Japan.

Names of Agent:

Tatsuhiro Urushibara: Manager of Legal Office of Bosch Corporation having its address at 3-6-7, Shibuya, Shibuya-ku, Tokyo, 150-8360, Japan.

Date: March 13th 2007

Robert Bosch Investment Nederland B.V.

J. van Herpen
Director

G.A. Kobben
Director

委任状

ロバート ボッシュ インベストメント ネーデルランド ビービー (オランダ) は下記の者を代理人と定め、日本の証券取引法第二章の三の「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく報告書に関する全ての手続きを行う権限を委任する。

漆原 辰浩

〒150-8360 東京都渋谷区渋谷 3-6-7

ボッシュ株式会社

法務室 マネジャー

日付：2007年3月13日

ロバート ボッシュ インベストメント ネーデルランド ビービー

取締役

J. ヴァン ハーペン

取締役

G. A. コベセン